

議案第 1 号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

1. 審議会への諮問事項

| | |
|--|--|
| | 富商観第 98 号 平成 30 年 11 月 26 日 |
| 富良野市中小企業振興促進審議会会長 様 | 富良野市長 北 猛 俊 |
| 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問） | |
| 下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。 | |
| 記 | |
| 1. 諮問事項 | 富良野市中小企業振興条例に基づく 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について |
| （別紙のとおり） | |

2. 審議委員の意見と市としての考え方～別紙 1 のとおり

3. 答申内容の確認～別紙 2 のとおり

審議委員の意見と市としての考え方

| 制度改正案 | 審議委員の意見 | 市としての考え方 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事業拡大支援事業の一部改正 | <ul style="list-style-type: none"> メイドインフラノ枠の考え方として、既存制度の限度額（30万円）以内でもう一度利用できるという意味か。それとも回数自体が増える意味か。 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の事業拡大支援事業は、1事業者につき1回限り活用できるものであり、限度額以内であれば何回でも申請できるものではない。今回の改正内容は、メイドインフラノ枠として通常枠に加えてもう1回申請できるものであり、その際に通常は限度額が30万円だが、機械装置の購入に伴い補助対象経費が100万円以上となるような場合は、限度額を50万円まで引き上げて補助する改正内容である。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> メイドインフラノの判断基準や認定についてどのようになっているのか。 メイドインフラノが一部の人間による認証制度とならないようにすべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として富良野沿線で生産された農産物を原材料として、市内で加工・製造された商品を対象としており、学識経験者等の委員による認定審査会を開催して、成分分析や食味等の審査を経て認定されるものである。 これまで平成30年6月と12月の2回認定が行われ、今後、ホームページやリーフレットの活用、セミナーの開催等により、認定品を含めて制度内容の周知を図っていく。 |
| UIターン住宅支援がらむる企業応援補助事業の新設 | <ul style="list-style-type: none"> UIターン対象者の線引きをどう考えているか。対象範囲が狭いのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅に入居する従業員の要件として、平成30年4月1日以後、富良野市に転入した方で、転入する前3ヶ月以上富良野市に住民票登録されていなかった方を対象としている。 |

| 制度改正案 | 審議委員の意見 | 市としての考え方 |
|----------------------------------|--|---|
| UIターン住宅支援 がんばる企業応援補 助事業の新設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・富良野市に住民登録をしたままで、一度市外へ出て進学・就職した方が戻ってきて市内に就職した場合、学校の卒業証明書や就労していた証明（雇用契約書や賃金支給明細等）の提出により補助対象とする考えである。 ・また、市内企業では事業主や従業員の高齢化が進んでおり、一方で新規学卒者数が減少傾向にあることから、生産年齢人口の中でも若年層の就労を促進する必要があるとあり、入居者の対象年齢を30代までに設定している。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事業内容は市外から市内に転入する方への支援だが、市外への転出を防ぐ施策や地元の学校を卒業して地元に残る人への施策はどう考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学卒者の地元就職を促す取り組みとして、富良野沿線の高校生を対象に年2回企業説明会を開催して、地元企業担当者と直接話をする機会を提供するとともに、市のしごと情報発信サイト（フラノジョブスタイル）で地元でどんな仕事があるかスマホ等で日頃から見ることができ環境をつくることで、地元企業の仕事内容に関心を持ち、就業意欲を高める取り組みを行っている。 ・また、企業と学生のつながりを在学中からつくる為、地元企業と市内中学高校が連携する取り組みを支援しており、本年度は商工団体が主催する市内企業見学会の開催を補助している。 ・地元の学校を卒業して市内に就職する方は、経済的な理由で実家から通勤するケースが多く、家賃補助の対象とはしていない。 |

| 制度改正案 | 審議委員の意見 | 市としての考え方 |
|-------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> グループ企業が所有する賃貸物件に従業員が入居する場合の取り扱いはどうなるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 企業がグループ企業と賃貸契約して、家賃を支払う形態であれば対象となる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の受け入れについては、どう考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 今回のU I ターン住宅支援の部分では、補助期間を20代以下で5年間、30代で3年間と設定している。現在、外国人が就労可能な在留資格は最長でも5年間であり、補助期間内に帰国する可能性があることから、家賃補助の対象は永住ビザを取得した外国人のみとしている。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 40代以上や派遣社員として雇用した場合は対象としないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 生産年齢人口の中でも30代以下の若年労働者の人材確保を見込んでおり、基本的には正社員雇用した場合に限り補助対象とする。 |

平成 31 年 1 月 31 日

富良野市長 北 猛俊 様

富良野市中小企業振興促進審議会
会 長 平沢 幸雄

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の見直し等について（答申）

平成 30 年 11 月 26 日付けで諮問された下記の件について、妥当なものと答申する。

記

1. 諮問事項

富良野市中小企業振興条例に基づく

富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

以上

1. 制度改正（案）について

1. 事業拡大支援事業の一部改正

【制度改正の背景】

- ・メイドインフラノ認証制度は、富良野産の豊かな農産物とこだわりの飲食店、観光地ならではの加工品が揃う中で、もっとたくさんの美味しい『MADE IN FURANO（富良野産）』を味わってもらうことを目的とするものである。
- ・平成 28 年より地産地消を目指すメイドインフラノの取り組みが始まり、平成 30 年 6 月にその認証制度による第 1 回認定品 26 品目が誕生したところである。このような農産加工品の開発が進むことで、農業と商工業がつながり、双方の活性化が期待される。
- ・富良野市中小企業振興総合補助金の基本的な考え方である「⑤基幹産業の農業と連動した 6 次産業化や農商工連携の推進につながるもの」に即して、メイドインフラノ認定品を持つ事業者に対する補助金制度の活用を拡充する方向とする。

【事業拡大支援事業の内容（現行）】

（目的）

意欲ある中小企業者等が作成した経営計画書に基づき行う、新製品開発や新事業展開、販路拡大、販売促進等の事業に対して支援し、富良野市の商工業を振興することを目的とする。

（補助対象経費）

補助対象経費と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費について補助対象外とする。なお、次に掲げる経費には食料費は含まれないものとする。

- ア 機械装置等費
- イ 広報費
- ウ 展示会等出展費
- エ 旅費
- オ 開発費
- カ 資料購入費（取得価格が税込 10 万円未満のものに限る）
- キ 雑役務費
- ク 借料
- ケ 専門家謝金
- コ 専門家旅費
- サ 車両購入費（移動販売等に必要な車両に限る）
- シ 委託費
- ス 外注費（店舗等の新築改修工事に係るものを除く）

セ その他市長が認めたもの。

(事業費の補助率及び補助金額)

補助対象経費の額の2分の1以内であって、30万円を限度とする。

また、交付申請は、1つの補助対象事業につき、1回限りとする。



改正後

【改正後の事業内容】

- ・メイドインフラノ認定品を持つ事業者においては、認定品の販路拡大を目的とした事業拡大を目指す事例が今後見込まれる。認定品の販売促進やPR（チラシ・パンフの作成、Webサイトの構築・リニューアル、展示販売会への出展経費等）とともに、認定品の増産に必要な新たな製造ラインに係る機械・設備の導入に経費を要することから、より活用しやすいよう事業拡大支援事業の内容を次のとおり拡充する。

(事業費の補助率及び補助金額)

補助対象経費の額の2分の1以内であって、30万円を限度とする。

また、交付申請は、1つの補助対象事業につき、1回限りとする。

このほかメイドインフラノ認定品を持つ事業者は、補助対象経費の額の2分の1以内であって、補助限度額30万円（機械装置の購入は50万円）とする事業申請をメイドインフラノ認定期間中においてさらに1回行うことができるものとする。ただし、複数回の認定を受けても事業申請は1回限りとする。

(通常枠)

補助率1/2 限度額30万円

⇒ いつでも申請可能

1回限り

(メイドインフラノ枠)

補助率1/2 限度額30万円

限度額50万円（機械装置の購入に限る）

⇒ メイドインフラノ認定期間（2年間）に申請可能

申請しなかった場合は、次回以降に認定受ければ申請可能

1回限り

2. U I ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業の新設

【制度改正の背景】

- ・生産年齢人口の減少により、市内中小企業の従業員数も減少傾向にあり、市内学卒者の就職のみならず、市外からのU I ターン者の就職を促進し、企業の人手不足解消に取り組む必要がある。
- ・また、市外からの転入者受け入れには、家計に占める割合が高い住居費の負担軽減を抑えるための住宅手当制度の導入など、人材確保の為には企業側にも福利厚生制度の充実が求められている。

【目的】

富良野市出身者で市外に居住している方や市外出身者の方が、就労するために富良野市へ転入し、民間賃貸住宅へ入居する際に、企業が支払う家賃や従業員へ支給する住宅手当に対して補助することで、企業の福利厚生を充実させ、従業員の市内定住並びに企業への定着を促し、人材確保を図ることを目的とする。

【対象者】

市内中小企業者等

【申請者となる条件】

- ※富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者
- ※補助金交付申請の日の1年前の日から交付申請の日の前日までの間に、事業主の都合による解雇がない者
- ※市税を滞納していない者
- ※ホテル旅館、介護事業所で、富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない中小企業者等であっても、補助事業の対象とします。
- ※農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、農家（個人農家）は対象とする。
- ※雇用保険の適用事業所である者（新規創業の場合は、見込みで可）
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者

【補助対象地域】

富良野市内全域を対象とします。

【補助対象物件】

市内の民間賃貸住宅

ただし以下の賃貸住宅は対象とならない。

- ・ 公営住宅等の公的賃貸住宅
- ・ 会社等で自己所有している社宅・寮
- ・ 入居者2親等以内の親族が所有する住宅

【補助要件・補助内容】

補助対象物件に所定の要件を満たす従業員が入居した場合に、次の経費に対して補助する。

① 事業者が賃貸契約している場合

事業者が賃貸契約の相手方に支払う家賃

② 従業員が賃貸契約している場合

事業者が従業員に支給する住宅手当（駐車場使用料等を除く）

| 対象年齢 | 補助要件 | 補助金額 | 限度額 | 補助期間 |
|-------------------------------------|---|---|--|------|
| 各年4月1日 現在28歳以下 であること | 申請する事業者が家賃の2/5 又は2万円の うちいずれか 少ない額以上 を住宅手当等 として負担す ること | ① 事業者が賃貸契約の場合 住宅手当相当額（家賃×2/5） の2分の1 | 1万円 ただし、単 身世帯の 4年目以 降は、5千 円 | 5年間 |
| 各年4月1日 現在29歳以 上38歳以下 であること | | ② 従業員が賃貸契約の場合 住宅手当（家賃×2/5）の2分の1 ただし①、②ともに各年4月1日 現在28歳以下である場合は 4年目以降、住宅手当等（家賃×2/5） の4分の1とする | | 3年間 |

※補助対象の開始月は、雇用契約を結んでおり、かつ各月1日現在で入居している当該月とする。

【入居する従業員の要件】

- ① 平成30年4月1日以後、富良野市に転入した方で、転入する前3ヶ月以上富良野市に住民登録されていなかった方
- ② 富良野市に原則として世帯全員の住民登録があること（ただしやむをえない事情がある場合を除く。）
- ③ 勤務先の人事異動等により将来、富良野市外へ転出する見込みがない方
※市内に本社を置く事業所において新規雇用した者が、市外の支店等へ転勤する見込みがある場合は対象とする。また、市外の支店から市内の本社へ転入した者は、もともと雇用していた者であり対象としない。
- ④ 生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃助成を受けていない方

- ⑤ 世帯全員が市税を滞納していない方
- ⑥ 世帯全員が暴力団等排除措置対象者でない方
- ⑦ 事業主（法人の場合は代表者）と2親等以内の親族を除く
- ⑧ 外国人は永住ビザを取得していること

【補助金交付申請に必要な書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書（入居者の転入・就労状況、家賃の支払内訳明細等）
- ③ 住民票（個人事業者の場合）、法人登記事項証明書（法人事業者の場合）
- ④ 入居者の世帯全員の住民票（戸籍謄本）、住所履歴がわかるもの（戸籍の附表）
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 確約書
- ⑧ 入居者の雇用証明書（雇用契約書等）
- ⑨ 賃貸借契約書の写し
- ⑩ 住宅手当の支給金額がわかるもの（就業規則等）

【実績報告に必要な書類】

- ① 事業実績報告書
- ② 住宅手当及び家賃の支払いを証明する書類
 - ・ 事業者が賃貸契約している場合
⇒家賃を支払ったことを証明する書類、住宅使用料がわかるもの
 - ・ 従業員が賃貸契約している場合
⇒家賃を支払ったことを証明する書類、住宅手当等がわかるもの
- ③ 入居者の就労状況がわかるもの（事業期間中における入居者の出勤簿等の写し等）

【申請フロー】

①
申請する



- 雇用契約後3か月以内に、申請書（第1号様式）（P ）に加え、次の書類一式を提出して下さい。
- 1 個人事業者の場合、住民票（抄本）（市民課①番窓口へ）
 - ・ 住民票は、個人番号の記載は不要です
 法人事業者の場合、法人登記事項証明書
 入居者全員分の住民票（謄本）を添付
 （住民票、登記事項証明書は発行して3か月以内のもの、団体資料は直近のものに限る。いずれも写しでOKです）
 - 2 事業計画書（別記様式）（P ）
 - ・ 世帯の状況、賃貸住宅家賃、転入前の状況、転入年月日等
 - 3 補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）（P ）

- 4 納税証明書（市税の滞納がないことを証明→税務課⑨番窓口へ）
 - ・ 証明書は発行して 1 週間以内のもの、申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要です
- 5 賃貸契約書の写し
 - ・ 貸主が法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付
- 6 雇用証明書
- 7 暴力団員ではない旨、貸主との関係に関する誓約書（P ）
- 8 町内会加入に関する確約書（P ）
- 9 納税対応状況申出書（別記様式）（P ）
 - ・ 消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出ください
- 10 住宅手当の支給金額がわかるもの（就業規則等）

②
補助金の
交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡します。
商工観光課窓口で「補助金交付決定通知書」をお渡しします。
（書類審査には、10日から14日程度かかります。）

③
補助金の
確定

補助対象期間が終わったら、あるいは年度末には、
事業実績報告書（第 号の 様式）（P ）を提出してください。
【添付書類】

- ①家賃の支払い及び住宅使用料の徴収、住宅手当の支給がわかる書類
 - ・ 事業者が賃貸契約している場合
家賃の支払いを証明する書類、住宅使用料の徴収がわかるもの
 - ・ 従業員が賃貸契約している場合
家賃の支払いを証明する書類、住宅手当等の支給がわかるもの
- ②入居者の就労状況がわかるもの
（事業期間中における入居者の出勤簿、タイムカードの写し等）

④
補助金の
確定

申請どおりの内容が確認できれば、市役所で補助金の確定手続きを行います。手続きが済みましたら、市から連絡します。
商工観光課窓口で「補助金確定通知書」をお渡しします。

⑤
補助金の
請求

補助金の確定通知を受け取ったら、補助金の請求書（第 11 号の 1 様式）（P108）を提出してください。
補助金の振込先口座は、申請者の金融機関口座に限ります。

⑥補助金の振込

<家賃別の補助限度額・事業者負担・入居者負担の内訳>

| 家賃 | 補助要件 | 補助金額 | 補助対象の家賃内訳 | | | | | |
|----------------|---|-------------------------------------|--|----------------|---------------|--|--------------|-------------|
| 3万円 | (住宅手当) 3万円×2/5= 1万2千円以上 | 3万円×2/5× 1/2 =6千円 | <p>(住宅手当1万2千円の場合)</p> <p>← 家賃3万円 →</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入居者負担 1万8千円</td> <td colspan="2">住宅手当 1万2千円</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 6千円</td> <td>市補助額 6千円</td> </tr> </table> | 入居者負担 1万8千円 | 住宅手当 1万2千円 | | 事業者負担 6千円 | 市補助額 6千円 |
| 入居者負担 1万8千円 | 住宅手当 1万2千円 | | | | | | | |
| | 事業者負担 6千円 | 市補助額 6千円 | | | | | | |
| 4万円 | (住宅手当) 4万円×2/5= 1万6千円以上 | 4万円×2/5 ×1/2 =8千円 | <p>(住宅手当1万6千円の場合)</p> <p>← 家賃4万円 →</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入居者負担 2万4千円</td> <td colspan="2">住宅手当 1万6千円</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 8千円</td> <td>市補助額 8千円</td> </tr> </table> | 入居者負担 2万4千円 | 住宅手当 1万6千円 | | 事業者負担 8千円 | 市補助額 8千円 |
| 入居者負担 2万4千円 | 住宅手当 1万6千円 | | | | | | | |
| | 事業者負担 8千円 | 市補助額 8千円 | | | | | | |
| 5万円 | (住宅手当) 5万円×2/5= 2万円以上 | 5万円×2/5× 1/2 =1万円 | <p>(住宅手当2万円の場合)</p> <p>← 家賃5万円 →</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入居者負担 3万円</td> <td colspan="2">住宅手当 2万円</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 1万円</td> <td>市補助額 1万円</td> </tr> </table> | 入居者負担 3万円 | 住宅手当 2万円 | | 事業者負担 1万円 | 市補助額 1万円 |
| 入居者負担 3万円 | 住宅手当 2万円 | | | | | | | |
| | 事業者負担 1万円 | 市補助額 1万円 | | | | | | |
| 6万円 | (住宅手当) 6万円×2/5= 2万4千円以上 ⇒2万円上限 | 6万円×2/5× 1/2 =1万2千円 ⇒1万円上限 | <p>(住宅手当2万円の場合)</p> <p>← 家賃6万円 →</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入居者負担 4万円</td> <td colspan="2">住宅手当 2万円</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 1万円</td> <td>市補助額 1万円</td> </tr> </table> | 入居者負担 4万円 | 住宅手当 2万円 | | 事業者負担 1万円 | 市補助額 1万円 |
| 入居者負担 4万円 | 住宅手当 2万円 | | | | | | | |
| | 事業者負担 1万円 | 市補助額 1万円 | | | | | | |
| 7万円 | (住宅手当) 7万円×2/5= 2万8千円以上 ⇒2万円上限 | 7万円×2/5× 1/2 =1万4千円 ⇒1万円上限 | <p>(住宅手当2万円の場合)</p> <p>← 家賃7万円 →</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入居者負担 5万円</td> <td colspan="2">住宅手当 2万円</td> </tr> <tr> <td>事業者負担 1万円</td> <td>市補助額 1万円</td> </tr> </table> | 入居者負担 5万円 | 住宅手当 2万円 | | 事業者負担 1万円 | 市補助額 1万円 |
| 入居者負担 5万円 | 住宅手当 2万円 | | | | | | | |
| | 事業者負担 1万円 | 市補助額 1万円 | | | | | | |